

大分県立看護科学大学大学院履修内規

平成18年 4月 1日
規程第 62 号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分県立看護科学大学大学院履修規程（以下「大学院履修規程」という。）第13条の規定により、授業科目の履修等に関し必要な事項を定める。

(休学等における履修)

第2条 学生が休学、留学又は停学（以下「休学等」という。）となった場合、当該学生が履修登録済みの授業科目のうち、休学等の期間中に授業が行われる授業科目については、原則として成績評価の対象としない。

2 学生が転学、退学又は除籍（以下「転学等」という。）となった場合、当該学生が履修登録済みの授業科目のうち、転学等後に授業が行われる授業科目については、原則として成績評価の対象としない。

3 学生が休学等から復学した場合、次の各号に該当する科目については、履修登録期間後であっても、学長の許可を得て登録することができる。

(1) まだ授業が開始していない科目

(2) すでに授業が開始している科目で、休学等前の履修状況及び今後の授業計画を勘案し、所定の授業内容を履修できると認められる科目

(履修の特例)

第3条 大学院履修規程第3条第1項第3号の規定にかかわらず、次の各号の全てに該当する場合は、学生は時間重複科目履修申請書を提出し、学長の許可を得て、授業時間が重複する科目（以下「時間重複科目」という。）の履修をすることができる。

(1) 時間重複科目を履修しなければ、修了延期が見込まれる場合

(2) 前号の事由の発生が、本人に起因しない場合

(3) 時間重複科目の重複時間数が、原則として各科目の総時間数の2割以下で、担当教員が授業時間の調整等による重複の回避、あるいは重複による欠席に対し補講等の措置を講ずる場合

(成績の評価)

第4条 担当教員が成績評価で使用する標語、評価基準及びGPA重み等は次のとおりとする。

使用する 標語	評価基準	GPA重み	成績表示	
			本人通知	成績証明
A	80～100点	10	A	A
B	70～79点	6	B	B
C	60～69点	2	C	C
C d	再試験による合格	1		
D	60点未満	0	D	表示せず
X	評価の対象としない			

2 前項のGPA重みは、学内で使用する成績平均値の算出において使用するものとする。ただし、他の規程等で別の定めがある場合においては、この限りではない。

(追試験)

第5条 大学院履修規程第7条第2項の追試験許可願は、学生部長に提出する。

2 学生部長は、担当教員と協議の上、追試験の可否を決定し、学生へ通知するものとする。

3 学生部長は、結果を研究科委員会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。